

令和6年度

栃木南部農業水利事業

赤田堰ゲート設備製作据付工事

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局栃木南部農業水利事業所

第1章 総 則

栃木南部農業水利事業 赤田堰ゲート設備製作据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営栃木南部土地改良事業計画に基づき、西清水川排水路に附帯する赤田堰ゲート設備を新設するものである。

2. 工事場所

栃木県小山市塩沢地内

3. 工事概要

本工事は、赤田堰のゲート設備及びその他付帯設備等の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

- (1) 赤田堰ゲート設備 純径間 4.6m 有効高 1.8m 1 門
- (2) 付帯設備（管理橋転落防止柵、スクリーン） 1 式

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付、試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
 - 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
 - 3) 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

据付工事は、令和7年1月6日から着手可能の予定である。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等 4 週 8 休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等 14 日／月を見込んでいる。
(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。)

3. 作業時間の制限

住宅に隣接する施設の施工は、午前 8 時 30 時～午後 5 時までとするが、詳細については別途指示する。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時 30 分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第 1 章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- (1) 西清水川排水路改修その 7 工事（令和 6 年 8 月 26 日～令和 7 年 3 月 17 日）
- (2) 西清水川排水路改修工事（その 8）（令和 6 年 9 月 2 日～令和 7 年 3 月 17 日）

2. 搬入路

現場への搬入路は、別に示すとおりとする。

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

受注者は以下について、必要な調整を行わなければならない。

- (1) 設備搬入ルート等の道路使用許可申請
- (2) 受電申込み
- (3) その他必要な届出

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は、提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与資料

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資 料 名

(2) 貸与期間

工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所

関東農政局 栃木南部農業水利事業所

(4) 貸与条件

貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力は受注者において負担する。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

本水門設備計画は、次の条件により設計するものとする。

(1) 水門設備の設計諸元

仕様項目	赤田堰ゲート
形 式	ステンレス鋼製起伏ゲート
純 径 間	4.60m
扉 高	1.80m
ゲート敷高	EL+18.10m
門 数	1門
設計水位前面	EL+20.01m
設計水位後面	EL+18.01m
操作水位前面	EL+20.01m
操作水位後面	EL+18.01m
水密方式	前面3方ゴム水密
開閉装置	電動ワイヤーロープ巻取式
開閉時間	約15分
起立角度	60°
操作方式	機側操作及び水位制御方式による自動倒伏
許容応力等	鋼構造物計画技術指針（水門扉編）による。

(2) 土木構造物の設計条件

土木構造物の荷重条件は下表を満足していることを確認するものとする。

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
底 部	水門設備稼働時	145kN

3. 材料

(1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。

(2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。

(2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。

(3) 本設備は、共通仕様書（施）第 4 章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

(4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

(1) 扉体

1) 扉体は、水圧等の予測される荷重に対して十分な強度と剛性を有する構造とする。

2) 扉体頂部には、振動防止のため、スポイラを適切な間隔に設置する。

3) 水密部の構造及び水密材料は、使用目的に応じた適切な形状と耐久性に富んだもので、且つ、起立時において必要な水密を確実に保持できるものとする。

(2) 戸当り

1) 戸当り金物に作用する荷重を本体コンクリートに伝達するため、確実に固定する。

2) 側部戸当りは、必要な水密が確実に保持できるよう均一な平滑度を有するものとする。

(3) 開閉装置

1) 開閉装置は、電動ワイヤーロープ巻取式とする。

2) 洪水時および増水時にはフロートによる水位検知により、自動的に扉体を倒伏させる構造とすること。

第 12 章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

将来の水管理設備等を導入する場合に備え、機側操作盤にはゲートの状態表示（全開、全閉）、故障表示（故障一括）、操作信号（開、閉）ゲート開度信号の受け渡しが行えるよう端

子台を用意するものとする。

信号等の情報の受け渡し方法は、次による。

- (1) 監視信号 無電圧接点信号 (DC110V 50mA)
- (2) アナログ計測信号 DC4～20mA
- (3) 制御信号 無電圧接点信号 (DC110V 50mA 又は DC24V 30mA 又は DC24V 100mA)
 有電圧接点信号 (DC24V又はDC100V)

2. 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙2「運転操作要領」のとおりとする。

第13章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 電気設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年7月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、避雷器等を設置し雷害対策を行うものとする。
- (4) 回路構成等
 - 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) 盤内照明は蛍光灯とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
 - 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。
- (5) 指示計及び表示灯
 - 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモータごとに対応させる。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。
- (6) 設置場所

機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。

2. 設備概要

本水門設備の電気設備は、東京電力エナジーパートナー200V（三相3線、50Hz）で受電するものとする。

なお、東京電力エナジーパートナーとの責任分界点は引込柱の一次側接続点とする。

3. 負荷設備等

- (1) 負荷設備（水門用電動機）
 - 1) 形 式 三相誘導電動機（ブレーキ付）
 - 2) 絶縁の種類 E種以上
 - 3) 保護形式 IP44

- | | | |
|----------|-----|---------------|
| 4) 構 | 造 | かご形 |
| 5) 極 | 数 | 4 極 |
| 6) 電 | 圧 | 200V |
| 7) 周 | 波 数 | 50Hz |
| 8) 時 間 | 定 格 | 連続定格 |
| 9) 起 動 | トルク | 定格トルクの 200%以上 |
| 10) 最 大 | トルク | 定格トルクの 300%以下 |
| 11) ブレーキ | 容量 | 定格トルクの 150%程度 |
- (2) 機側操作盤
- 1) 機器仕様
- | | | |
|-------|------|------------|
| ①形 | 式 | 自立閉鎖型 |
| ②使用場所 | | 屋外 |
| ③材 | 質 | SUS304 |
| ④用 | 途 | 水門扉数 1 門 |
| | 駆動方式 | ワイヤーロープ巻取式 |
- ⑤盤面取付機器
- | | | |
|----|-------------|-----|
| ア) | 交流電流計 | 1 個 |
| イ) | 交流電圧計 | 1 個 |
| ウ) | 状態表示器 (LED) | 1 式 |
| エ) | 故障表示器 (LED) | 1 式 |
| オ) | 操作スイッチ | 1 式 |
| カ) | 非常停止スイッチ | 1 個 |
- ⑥盤内取付機器
- | | | |
|----|----------|-----|
| ア) | 漏電遮断器 | 1 式 |
| イ) | 配線用遮断器 | 1 式 |
| ウ) | 可逆電磁接触器 | 1 式 |
| エ) | 3 要素継電器 | 1 式 |
| オ) | スペースヒータ | 1 式 |
| カ) | 電源用避雷器 | 1 式 |
| キ) | 盤内照明 | 1 式 |
| ク) | その他必要なもの | 1 式 |

第 14 章 塗装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は濃茶色系とする。
 なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1 とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。
- (3) 扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装

- を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。
- (4) 管理橋転落防止柵については溶融亜鉛メッキとする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、層ごとに色分けを行い施工するものとする。
- (2) 工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

第15章 据付

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、監督職員が別途指示するものとする。

3. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。
- (4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。
- (5) ゲート設備の据付については 16t 級ラフテレーンクレーン、付帯設備の据付については 4.9t 級トラッククレーンにより揚重作業を行うことを想定している。

なお、現地調査のうえ、上記により難しい場合は、監督職員と協議のうえ、必要と認められる場合は契約変更の対象とする。

4. 電気設備

- (1) 配線、配管は、土木構造物に沿った露出を原則とする。
- (2) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。
- なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。

また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すAクラス以上とする。

- (3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。

なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大 寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用 目的
鉄筋コンクリート	21	12	25 又は 20	60 以下	BB	二次コンクリート

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

2) 鋼材

種類	規格
異形棒鋼	JIS G 3112 SD295A

3) 電線等

種類	規格
ビニル絶縁電線 (IV)	JIS C 3307
ビニル絶縁ビニルシースケーブル	JIS C 3342
架橋 PE 絶縁ビニルシースケーブル	JIS C 3605

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

据付材料名	提出資料
コンクリート	配合計画書、試験成績書
アンカーボルト	カタログ、試験成績書

6. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住 所	受入れ 時 間	事業区分
コンクリート 塊 (無筋)	トーテツ産業 (株)	小山市栗宮 2555	8:30~17:00	中間処理 施設

7. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりであ

る。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

第 16 章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。

第 17 章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

ア 主任技術者

建設業法第7条第2項イ、ロ又はハに該当する者であること。

イ 監理技術者

① 建設業法第15条第2項イ、ロ又はハに該当する者であること。

② 監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す写真編集には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 18 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- 2) 関連工事との調整に係るもの
- 3) 不可抗力によるもの
- 4) 法・基準の改正に係るもの
- 5) 建設機械に必要な能力が変更になる場合
- 6) 工事用道路、ヤードに変更が生じた場合
- 7) 操作盤の仕様が変更になった場合
- 8) 配線等の規格が変更になった場合
- 9) 歩掛調査、諸経費動向調査の対象となった場合
- 10) 交通誘導警備員の配置が必要となった場合
- 11) 水替工が必要となった場合
- 12) 仮締切の必要が生じた場合
- 13) 遠隔確認の試行を行う場合
- 14) その他、監督職員が必要と認めたもの

第 19 章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕書書（施）第 1 編 第 1 章 1-1-26 及び第 1 章 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 若しくは BD-R）正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

4. 契約後 VE 提案

（1）定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（2）VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（３）VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、（２）の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式 6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（４）VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式 6）様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条

件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記 (1)、(2) 及び (3) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿

(共通仕様書(施) 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に3部を備え付けなければならない。

7. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上]
労務費	1.02
機械経費 (賃料)	1.02
共通仮設費 (率分)	1.02
現場管理費 (率分)	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
防護柵設置工（落下防止柵）	設置	1.02

8. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事 成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

9. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日となす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※}$$

※ 補正係数 : 1.2

11. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

12. 総価契約単価合意方式について(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計金額や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間の作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第20章 定めなき事項

(1) 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙2】

赤田堰ゲート設備運転操作要領

【操 作】

第 1 条 本ゲート設備は、機側操作盤からの単独操作および非常停止操作を行うと共に、水位が上限設定水位に達した場合は、自動で全開（倒伏）操作を行う。

第 1 項 ゲート設備の常時の開閉状況は、以下のとおりとする。

期別	状態
かんがい期	全閉（起立）
非かんがい期及び洪水時	全開（倒伏）

第 2 項 ゲート設備の制御は、以下の制御が行えるものとする。

制御名称	制御の内容	制御回路
全開制御	設定水位により、水門を全開（転倒）させる。	水門機側操作盤内に設置。
全開・全閉時 停止制御	水門が全閉または全開した場合に開閉動作を自動停止する。	〃

第 3 項 排水路流量が増水し、水位が TP+20.01m 以上となった時は、ゲートを自動で全開（倒伏）させるものとする。

第 4 項 操作の優先順位は、機側操作（単独操作、非常停止操作）、自動操作（水位連動操作）とする。

【監 視】

第 2 条 ゲート設備に付随する機側操作盤面には、以下の監視項目が目視確認できるものとする。

盤名称	監視項目	表示計	備考
ゲート機側操作盤	(1) 電 圧	広角指示計	
	(2) 電 流	広角指示計	
	(3) 水門設備状態	表示灯（LED）	

【操作の内容】

第 3 条 操作の内容は、以下のとおりとする。

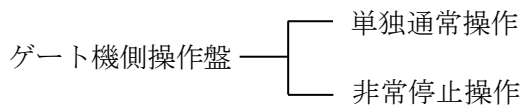
第 1 項 単独操作は、ゲートの開閉を単独で行う操作である。この操作は、運転管理者が機側操作盤面及び開閉器に設置された表示計（目視確認）と操作スイッチ類（手動）により機側で行う。

第 2 項 自動操作は、フロート装置において上限設定水位に達した時に、自動的に全開（倒伏）操作を行うものである。

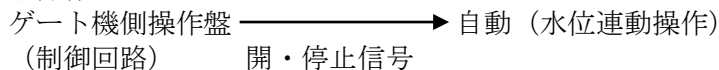
【操作方式】

第 4 条 操作方式は、以下のとおりとする。

手動操作



自動操作



第 1 項 自動操作手順は、以下のとおりとする。

① フロート装置において上限設定水位に達したことを検知した場合、自動的に全開（倒伏）操作を行う。

第 2 項 単独通常操作は、機側操作盤面の操作スイッチにより手動で全開（倒伏）・全閉（起立）操作を行うものである。

① 「起立釦」を 1 回押すと、「停止釦」を押すか、起立限まで起立動作を行い停止する。

② 「倒伏釦」を 1 回押すと、「停止釦」を押すか、倒伏限まで倒伏動作を行い停止する。

なお、①～②の操作は運転管理者がゲート機側操作盤の指示計を目視確認し、手動で行うものとする。

【非常停止】

第 5 条 運転管理者が操作中に非常停止の必要性を認めた場合、機側操作盤面の「非常停止釦」を押せばゲート設備が停止するものとする。

【保護】

第 6 条 ゲート設備の動作中、各機器等に異常が発生した場合は、それを検知し状態に応じて停止、警報、表示の動作を行う保護装置を設ける。